

## 第3号議案

### 定款の一部改正について

次のとおり、一般社団法人埼玉県浄化槽協会定款の一部を改正する。

#### 1 改正内容

現行 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は正会員から選任するものとする。ただし、監事のうち1名は正会員以外の者から選任することができる。

改正 第22条

(案) 3 理事及び監事は正会員から選任するものとする。ただし、理事及び監事のうち、それぞれ1名は正会員以外の者から選任することができる。

#### 2 改正理由

正会員以外の理事の選任を可能にするため